

重要 <必ずご確認ください>

申請にあたり、下記事項について申請要件を満たしていないケースが多く見受けられます。申請要件を満たしていない場合、事前エントリーを行ったとしても申請はできませんので、あらかじめご確認をお願いします。

その他の申請要件につきましても、募集要項を必ずご確認ください。

記

<特に確認が必要な事項>

1 常用労働者数等

申請から実績報告時に至るまでの期間を通じ、次の要件を満たしている必要があります。

【Aコース、Bコース実施の場合】

都内に勤務する常時雇用する労働者を2人以上、かつ6ヶ月以上継続雇用していること

※「常時雇用する労働者」とは、次の①②をいずれも満たす者を指します。

①雇用保険一般被保険者であること

②次のいずれかに該当する者であること

・期間の定めなく雇用されている労働者

・(有期雇用、日々雇用の場合) 過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

*「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されている労働者を指します。よって、上記内容が確認できる労働契約書等が作成されている必要があります。

【Cコース実施の場合】

都内に勤務する非正規労働者を1人以上、かつ6ヶ月以上継続雇用していること

2 とうきょう次世代育成サポート企業への登録

Aコース①を実施せず、Aコース②又はAコース③を行う場合、奨励金申請時点でとうきょう次世代育成サポート企業への登録が完了している必要があります。

サポート企業の登録については、申請から登録完了まで1週間程度要しますので、該当する場合は早急に手続きを行ってください。

3 厚生労働省助成金との併給

Bコース①については、厚生労働省の両立支援等助成金のうち「介護支援取組助成金」との併給はできません。支給の決定がなされていない場合でも、既に申請を行っている場合は、本奨励金のBコース①を申請することができません。また、Bコース①を実施しなければBコース②を実施することはできません。

ただし、平成27年度に東京都中小企業ワークライフバランス推進助成金の「仕事と介護の両立事業」を実施し、助成金を受給した場合は、Bコース②を単独で実施することができます。